

所得制限などを改正 児童扶養手当が 変わります

平成14年度児童扶養手当所得限度額表

扶養親族 など の 数	本人		配偶者 および 扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	190,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	570,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	950,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,330,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人	1,710,000円	3,440,000円	3,880,000円

※以後、税法上の扶養親族1人増すごとに38万円を加算して算定する。
 ※今回の改正により、現況届などの記載事項も変わりますのでご注意ください。

心身障害者 福祉手当などの 現況届の廃止について

市では制の改正に伴い、次の手当および助成を受けている方の現況届を今年度から廃止します。

◆対象者 三鷹市心身障害者福祉手当受給者、三鷹市福祉タクシー利用者助成を受けている方

※ただし、平成13年1月2日以前に記入された方は、住所の記載事項が変更または非課税証明書の提出が必要となります。

◆手続きは地域福祉課障害者福祉係 電話2618・2619へ。

介護保険の窓口から 特別徴収開始通知書を発送します

年金から介護保険料を差し引かせるため、介護保険特別徴収開始通知書(本徴収)を8月15日(日)に発送します。これは、10月・12月以降に年金を徴収する際に、その対象となる年金を複数受給している場合は、定められた順位で、一つの年金から介護保険料を特別徴収することになります。ただし、受給する年金の合計額が年額18万円以上であっても、受給する年金の総額が年額18万円に満たない場合や、障害年金および

原子爆弾被爆者 見舞金支給

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第10号)第5条に定める被爆者健康手帳の交付を受けている方で、今年1月1日～8月15日(引き続き)三鷹市内に居住し、住民基本台帳をされた外国人登録原簿を登録された方(この方に被爆者見舞金が支給されます)。

◆支給金額 1万円
 ◆申請期間 8月16日(金)～30日(土)

車いすをプレゼント

福祉寺龍華会基金では、車いすを必要としている経済的に購入が困難な市民の方に、車いすを贈呈します。

◆車いすの種類
 手動式の普通車いす(補助具の装着や体の状態に合わせた車いすが必要な場合は特別)

高年齢者等介護者 リフレッシュ旅行

東京都福祉会主催
ご家庭で高齢者などの介護に従事されている方を、心身のリフレッシュのための旅行に招待します(1家族から1人)。過去にこの旅行に参加していない方が対象。

▽10月23日(水)～25日(金) 2泊3日、長野県鹿教湯温泉へ。
 500019207へ。

「明日のTOKYO」 作文コンクール

(財)東京都福利厚生事業団主催、東京都教育委員会、東京私立大学高等学協会協賛、都内在住・在学の中学生対象。

テーマは「まちと緑」。

▽8月20日(水)まで、はがきに住所・氏名(ふりがな)・年齢・性別・電話番号・申し込みの具体的な理由(特別注目の有無を記入)を記入し、5055三鷹市福祉協議会へ申し込む。

▽9月10日(火)(消印有効)まで作品と郵便番号・住所・電話番号・氏名(ふりがな)を記載した用紙を「03-0928新宿区西新宿2-13-1新宿モリス28階(財)東京都福祉生事業団企画課」作文コンクール」担当へ送付する。入選者は11月下旬に通知。

所得制限限度額と手当額の 見直し

今回の改正では、所得限度額が変更されました(別表)。

また、手当額の算出方法も変わりました。従来は全額支給(月額4万2千円)と一部支給(月額2万8千円)の2段階でしたが、今回の改正では全額支給額が変更されました。一部支給額が所得額に一定率を掛けて決める方式となり、4万2千円から1万円までの10円単位で細かく設定されます。第2子加算額5千円、第3子以降加算額3千円は従来どおりです。この見直しにより、所得が増えることで総収入額が加えて減ってしまふ場合がなくなりました。

◆所得の範囲などの見直し
 ◇請求者が母親(養育者を除く)の場合、次の点に変更いたします。

直しにより、所得が増えることで総収入額が加えて減ってしまふ場合がなくなりました。

◆所得の範囲などの見直し
 ◇請求者が母親(養育者を除く)の場合、次の点に変更いたします。

①子どもが親から養育資金などを受けた場合、その金額の80%が所得として取り扱われなくなります。

②寡婦控除、寡婦特別加算がなくなりました。

◇特別障害者控除額が35万円から40万円に引き上げられました(市役所4階(番窓口)で受け付けています)(対象者はすでに「お知らせ」を発送しています)。

現況届を忘れずに

現況届は、児童扶養手当などの制度を今後も継続して受けられるかどうかを判断するための大切な手続きです。9月2日(月)まで子育て支援室(市役所4階(番窓口))で受け付けています(対象者はすでに「お知らせ」を発送しています)。

児童扶養手当の改正に伴い、新たな書類の提出が必要となる場合がありますので、「お知らせ」の内容にご留意ください。

◆子育て支援室 内線2675～2678

心身に障害のある方に 福祉手当を支給します

手当の種類	対象者	所得制限の有無	他の公的年金などの併給
特別障害者手当(国)	20歳以上で、身体障害者手帳1・2級の障害者(障害の程度が、これと同程度以上の障害者)	有	可
障害児福祉手当(国)	20歳未満で、愛の手帳1・2級の障害児	有	不可
重度心身障害者手当(市)	日常生活に著しい障害を有する重度の障害者(身体障害者手帳1・2級の障害者)	有	可
特別障害者手当(市)	20歳以上の身体障害者(身体障害者手帳1・2級の障害者)	有	可(老人福祉手当とは不可)
一般障害者手当(市)	20歳以上の身体障害者(身体障害者手帳1～4級の障害者)	有(20歳未満は不可)	可
特定疾患手当(市)	三鷹市が指定する特定疾患の方	無	可(特別障害者手当とは不可)

市民相互の助け合い 社会福祉事業団の サービスに参加を

社会福祉法三鷹市社会福祉事業団では、日常生活が困難な高齢者や障害者をお持ちの方々が安心して在宅生活を続けられるように、市民参加の助け合いの在宅福祉サービス事業(別表)を行っています。

◆利用会員 サービスを利用する方
 市内の在宅高齢者や障害者、ひとりで生活が困難な方など、日常生活に困っている方を月額1,000円の利用会員相互の親睦を深める交流会、職員による相談情報提供などを行っています。

協会員 家事・介護サービス

18歳以上の方、資格は問いませんが、会費は年間10,000円。活動した時間に応じて活動費・交通費が支払われます。

◆協会員 活動に役立つ研修・講習なども随時実施しています。

◆賛助会員 市民参加型の在宅福祉サービス事業の趣旨に賛同していただける方。賛助金は個人1年額3,000円以上、法人1年額5,000円以上。

◆このサービスは介護保険のサービスではありません。

◆同事業団在宅福祉サービス係(牟礼6-12-30三鷹市老人保健施設はなかいどう)

社会福祉事業団の在宅福祉サービス

介護等サービス	1時間 1,000円	協会員による身辺介助、食事介助、リハビリ補助、車いす介助、排泄介助、おむつ交換、清拭、短時間老人などの安全確認、美容、取外しなど
家事等サービス	1時間 800円	協会員による掃除、洗濯、買物、食事作り、話相手、安否確認、整理、外付け塗装、繕いなど
食事サービス	1食 900円	食事の宅配(昼食・夕食)月1～土曜(日曜、年末年始休み)
緊急通報サービス	月額 4,300円	24時間体制で急病、火災などの緊急事態への対応

三鷹阿波おどり

8月24日(土)・25日(日)
午後6時～9時
三鷹駅南口駅前通り



飛び入り連あり。どなたでもお気軽にご参加ください。
 主催：三鷹阿波踊り振興会
 →三鷹商工会 49-3111・市生活経済課 内線2543
 ◆ホームページ <http://awaodori.mitaka.ne.jp>をご覧ください
 三鷹阿波踊りの特色や、各連の紹介およびPRをしています。ぜひアクセスしてみてください。

シルバーなんでも110番

お気軽にご相談ください

心配ごと
日常生活の不安など
問題解決のため一緒に考えます。
人に言えないことも電話ならOK

専用電話0422-71-1010

月～金曜日午後1時～3時
(土・日曜日、祝日、年末年始はお休み)

社会福祉法人
三鷹市社会福祉事業団
181-0002
牟礼6-12-30
43-48804